

## 総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年5月23日（火）午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	藤田 直仁 君	委員	松枝 正浩 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
委員	仮屋 国治 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市民環境部長	有満 孝二 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
環境衛生課長	末松 正純 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	有村 昭司 君
市民活動推進課主幹	原田 美朗 君	環境衛生課主幹	白鳥 竜也 君
環境衛生課衛生施設グループ長	四本 久 君	市民活動推進課共生協働推進G主査	瀬戸口 健 君
環境衛生課衛生施設Gサブリーダー	塩満 慶太 君	環境衛生課廃棄物対策G主査	山下 兼朋 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

7 本委員会の調査案件は次のとおりである。

ごみ収集の現状と課題について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、閉会中の所管事務調査として、ごみ収集の現状と課題について、調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りし、します。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ごみ収集の現状と課題について、事前に委員の皆様から質問事項を取りまとめ、執行部にお渡ししましたので、そちらへの回答を踏まえて、まず、執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（有満孝二君）

本日は、所管事務調査として、ごみ収集の現状と課題について、取り上げていただきましたので、概要等をご説明させていただきます。それでは、宮内委員からの質問の1については、市民活動推進課長が、その他につきましては、環境衛生課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

調査内容「ごみ収集の現状と課題について」の宮内議員からの質問の1点目の旧市町ごとの過去10年間の自治会加入率の推移についてご説明します。資料1をご覧ください。旧市町ごとの自治会加入率の推移です。令和5年4月1日現在の全世帯数は62,333世帯で、加入世帯数は34,125世帯、加入率は54.75%です。平成26年4月1日現在と比較して、9.85%減少しています。全世帯数は3,332世帯増加し、加入世帯数は3,991世帯減少しています。旧市町ごとの加入率については、資料1のとおりですのでお目通しください。

○環境衛生課長（末松正純君）

調査内容「ごみ収集の現状と課題について」の宮内議員からの質問の2点目にお答えします。資料2をご覧ください。市民活動推進課において、令和3年12月に、地域の現状を把握し今後の自治会活動の在り方等を検討することを目的とする「自治会アンケート調査」を、自治会加入率の低下が進む国分・隼人地区の自治会長を対象に実施しました。その結果、総数524自治会の69.8%にあたる366自治会から回答があり、「自治会未加入世帯がごみステーションを利用する場合に負担金がありますか」の問いに対しては、158自治会が「ある」と回答しました。負担金額の内訳は、500円未満が67自治会、500円以上1,000円未満が51自治会、1,000円以上が29自治会、不明等が11自治会でした。次に3点目にお答えします。資料3をご覧ください。令和3年12月に開催された第48回鹿児島県都市衛生問題協議会資料等によると、県内の19市のうち、自治会未加入者が利用できるごみステーションを設置している市は、出水市、指宿市、垂水市、伊佐市、薩摩川内市及び阿久根市の6市です。利用者については、伊佐市は自治会未加入者に限定していますが、他の5市は自治会未加入者に限定せず、市民となっています。設置数は、各市でばらつきがあるものの多くはなく、設置場所は、市庁舎などの公的施設の一部に設置しているものがほとんどです。なお、鹿児島市については、市の方で自治会未加入者用のごみステーションを設置しているわけではありませんが、ごみステーション設置の取扱いとして、自治会の加入・未加入にかかわらず、20人以上の世帯で管理団体を組織して申請をすれば、他の条件に反しない限り、設置が認められることとなっているようです。このため、正確に数は把握していないとのことでしたが、自治会未加入者で設置されたごみステーションが多数存在するとのことでした。次に4点目にお答えします。資料4をご覧ください。敷根清掃センターへの一般家庭ごみの直接搬入台数と搬入量については、平成30年度が43,170台で1,973t、令和4年度が61,955台で2,450tとなっており、5年間で、搬入台数が18,785台、搬入量が477t増加しています。次に5点目にお答えします。令和4年度の霧島市環境保全協会が販売するごみ袋の販売枚数は789万1,130枚、売上額は1億3,055万2,210円、仕入額は7,987万9,742円、利益額は5,067万2,468円です。次に6点目にお答えします。霧島市環境保全協会は市とは別団体であるため、回答を差し控えます。次に松枝議員からの質問の1点目と2点目にお答えします。全市民を対象としたごみ置場の管理及び収集・処理等に係る費用については、試算していません。次に3点目にお答えします。想定し得る概算費用については、ごみステーションの管理運営をどのように行うかによって金額が大きく異なります。また、そのような手法を取り入れている自治体が県内には存在せず、参考となる資料もないことから、現時点で試算できません。なお、自治会が管理するごみステーションの新設・改修に係る経費については、市が補助事業を実施しているため、令和2年度から令和4年度までの実績の平均で試算すると、ごみステーションの新規・改修に係る経費は、年間500万円程度と思われます。次に宮田議員からの質問にお答えします。資料5をご覧ください。ごみの収集方法は、地区やごみの分別区分で異なる部分もありますが、可燃ごみについては、市内全地区で週2回収集しており、地区による違いはありません。不燃ごみ及び粗大ごみについては、国分地区は4週に1回、溝辺地区は不燃ごみを資源物と併せて月に1回、粗大ごみを2箇月に1回、横川、牧園地区は2箇月に1回、霧島地区は資源物と併せて月に1回、隼人、福山地区は月に1回、収集しています。資源物については、国分以外の地区は、概ね全品目を月に1回収集していますが、古着は奇数月のみ収集しています。なお、国分地区は、資源物の各品目を週ごとに分けて収集しており、缶類、びん類、ペットボトル及び紙類は4週に1回、その他プラスチック製容器包装は2週に1回、古着等は奇数月に紙類と併せて、食用油、蛍光灯・乾電池は8週に1回、収集しています。ごみの収集方法等については、合併以前の方法が引き継がれ、合併後に統一化を図ってきました。しかしながら、本市は、地区ごとに人口の集中度や道路の状況、ごみ収集の形態等が異なっており、無理に統一すると、かえって効率性の低下やコストの増大を招くことが懸念されたため、完全な統一化は図られていません。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

資料をお示しいただきました。それで、幾つかお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今回、資料の提出をお願いしたのは、一つは来年の4月から直接持込みのごみ、30kg未満無料だったのを、10kgごとに有料化していくということが一つはあります。同時に、もう一つは自治会の加入率の低下によって、いわゆる自治会に設置しているごみステーションの利用をめぐって、様々な地域内のトラブルにつながっていくという事案が、どこでもあるということがあります。もう一つは今日も、環境保全協会については別団体だから、公表はしないんだということでもありますけれども、霧島市のごみ収集の基本は、市が指定しているごみ袋に入れてくださいよということになっているわけですよ。そこの関係で、もう少し不透明な関係を、明確にしていかなきゃいけないという観点から、問題提起をさせていただきたいというふうに思います。まず第1点目の自治会加入率の低下、これは、資料で示されておりますように右肩下りの状況が続いているということです。鹿児島県内で人口規模では、第2の規模を持つ霧島市であるわけで、第1の人口規模を持っている鹿児島市は、既に、自治会の加入、未加入にかかわらず、ごみステーションを設置するという、そういうことを早くからやってるわけですよ。当然自治会のトラブルというのは、そういう面でも、随分解消されているのではないかなというふうに思うんです。そこで、お尋ねしたいと思っておりますけれども、自治会加入率が最も高いのは、福山、横川、80%を超えているということでありまして、最も都市化が進んでいる国分が49.45%と、もう過半数を常に割ってしまったという。2番目に都市化が進んでいる隼人も、やっと過半数で、もういつ過半数を割り込むか分からない状況にあるわけです。この数字から見ると、例えば国分ですけれど、30%台の加入率のところも当然あるのではないかなというふうに思うんですけど、その辺の詳細な調査が今回の資料提出要求に伴ってなされたのかどうか、そこをお聞きしておきたい。

○市民環境部長（有満孝二君）

国分地区の地区ごとの加入率というのは、手元に今持ってきていないんですが、調査自体は行っておりますので、後ほどまたお示しさせていただければと思っております。先ほど、委員がおっしゃられましたとおり、30%台の地区というのはございます。

○委員（宮内 博君）

そこでの一般家庭から排出されるごみについては、どんな形で収集してますか。

○市民環境部長（有満孝二君）

今、先ほど私のほうで申しましたのが、国分野口地区という部分が30%台であったと記憶をしているところでございます。野口地区の状況は、一般家庭の一戸建ての家庭の加入率というのは、大分高い状況でございます。ただ、アパート等がかなり多く、単身世帯が増えて多いということから、加入率、自治会加入率が、減っている状況でございます。野口地区自体のごみの収集の状況というのは、ほかの地区と同じように、自治会単位であったり、アパート単位での収集というような状況を行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

確かに、今おっしゃったように、霧島市の一つの方針の中に、10世帯以上であればごみステーションの設置が可能だということになっているわけですよ。ということは自治会に加入しているかどうかという、前提条件ではなくて、設置がされているという、こういう理解ということになるんですけど、その辺どうですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

今のことについては、合併以前は、それぞれ、旧国分とか隼人とかで、取扱いも違った部分があるんですが、合併以降、自治会未加入者が非常に増えていくということで、当初は、10世帯集まれば設置できるという運用を合併の当初はしておりました。そういう方向で調整もしました。もっと

言うと、旧隼人は、20世帯ないとごみステーションがつかれないというルールで、実際に共同住宅が建つと、10世帯を切るような若しくはその程度の戸数しかないような共同住宅がほとんどでありまして、地域が管理するごみステーションをアパートの方が利用するという状況は、国分地区も隼人地区もありました。ただ、それによって、非常にごみステーション管理する地域の方々が苦勞なされまして、アパートなどの共同住宅はもう自分たちでつくってくれというようなことが大勢を占めてきましたので、そういう意味で、20世帯でしかつかれないという運用はもうできないだろうと。実際に、薩摩川内市あたりにもいろいろ聞いたりしますと、20世帯です最初はスタートしておったんですが、なかなか共同住宅に対応できないということで、10世帯集まればというような運用に変わってきた経緯があります。その中で、共同住宅と、そういう自治会ごみステーションと、同じように扱いをするべきだということで、当初は10世帯集まればということをしていたんですが、自治会未加入者が非常に増えてきて、一つの例を言いますと、役員をしたくないからとかそれぞれ理由はあるんですが、自治会を脱退しました。脱退したら、ごみステーションを使うなと言われた。ごみをどうすればいいんだと。そういう相談に来るわけです。そうすると、10世帯ないとできないんですよという話をする。そうすれば10世帯集めればいいんだねということで、脱退を先導していくとか、どんどんどんどんこうあなたも脱退しなさいって、そしたらごみステーションくれるよというような方向になっていきまして、加入者を増やさなきゃいけない。だけれども、我々環境担当がそういうステーションの扱いをすると脱退者がどんどん増えていくと。そこに、一つのねじれが出来まして、途中から、自治会長の了解を得ないと、ステーションは設置できませんというように、変えてきた経緯があります。今はそういう運用をしております。

○委員（宮内 博君）

例えばアパートとかマンションとか、マンションなどはまた別でしょうけど、アパートなどは特に、一時的に霧島市民ということになる。そういう方たちが比較的多いと思うんですね。また一方で、一戸建ての個人住宅、まさにそこにも永住するというので、生活の基盤を霧島市に置くということ、そういう形で示しているわけです。そういう市民に対していわゆる分断が起こるような一つの原因になっているのが、ごみをどう捨てるのかという、そういうことになっている現状があるということですよ。ですからやはり、今最もそれが顕著にあらわれているのは県内では鹿児島市だろうというふうに思うんですけど、そういう形で方向性を転換していかなくちゃいけない時期に、もう既に来ているんじゃないかと。あと5年もすれば5割切りますよ、このままでいきますと。そうすると、自治会未加入者が過半数を超えるということに当然なってくるわけなんですけど、その辺の議論はどのようになさってらっしゃるんですかね。

○市民環境部長（有満孝二君）

今、委員のほうでおっしゃられたことにつきましては当然我々も危惧してる状況がございます。お話のほうをさせていただきますけれども、一般質問のほうでもいろいろやりとりをさせていただいてる中で、現在、地区自治公民館長方との連絡協議会というのが市のほうであるんですけども、そちらのほうで館長の意見等をお聞きしているという状況がございます。このことにつきましては、霧島市自体が共生協働のまちづくり指針というのをつくっておりますので、それに基づいて、自治会、地区自治公民館は、パートナーであるというような位置づけをしているような状況がございます。そこらを基に、館長のお話を聞いて我々も、協議をし、一緒にやっつけていかないといけないというような状況から、現在、地区自治公民館長との会議を、市の自公連のほうで3回ほど、国分地区のほうで3回ほど、令和3年度から4年度にかけて、実施したところでございます。その中で、やはり、館長の御意見としては、ごみステーションの問題と、自治課の加入についてはやはり切り離すことができない状況なので、どうしても、このごみステーションを、未加入者の方々も。地区によっては、未加入者であっても、ごみステーションを使わせてるところもございます。そのような状況の中ででもやはり切り離して協議をすることは出来ないというような御意見等もございます。そのようなことから、今、協議を進めている状況でございますので、そこらを御理解いただいて、

もうしばらくこの問題につきましては、我々のほうでも協議をさせていただければと思っておりますのでございます。

○委員（宮内 博君）

それは大体いつ頃までをめぐりに、そういう方向性を出していくというようなことが、あるんですか。

○市民環境部長（有満孝二君）

明確に市長のほうから指示があったわけではございませんけれども、先ほど委員が言われましたとおり、来年度、4月1日からは、持込みごみ料金も、全て10kg未満の料金設定をさせていただいたところがございますので、ある程度、今年度中には、この状況については、館長さん方の御理解を得るような状況もつくっていくかといけないのではないかと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

であるなら、やはり資料でお示しいただいたように、薩摩川内市であるとか、伊佐市であるとか、そのほかの出水市などもそうですけれども、既に、公共施設の中に、自治会加入未加入にかかわらず、置くことができるステーションを整備しているというような取組が進んでる部分があるわけですね。まずはそういうところから始めて、そしてその将来的にやはりきちんと市のほうで対応していくということがないといけないというふうに思うんですけれども、その辺はどんな議論ですか。

○市民環境部長（有満孝二君）

その件につきましても令和3年12月14日の霧島市の自治公民館連絡協議会の中で、そのような話もさせていただいております。ただ、そのときには、館長さん方の話の中では、そういうステーションつくってしまうとやはり自治会加入率が下がってしまうと。その部分についても、これはいいのか悪いのかという議論は別として、公に大々的に広報するものではなくて、どうしても、ごみを捨てるような状況ができない方々に対しての捨場として設置をさせていただきたいというようなことでお話もさせていただいた経緯がございます。ただ、その中では、やはり、そういうところをつくってしまうと、それに私も私もということで加入率が下がってしまうと。未加入者になっていく人たちが増えていくというような話がございます。それより、各地域のほうで、未加入者も、捨てられるような状況をつくっていくべきではないかというような話があったと記憶をしております。

○委員（宮内 博君）

法律等の関係で市の責任ということ、どういうふうにとらえて、そのことが議論されてるのかと。あたかも自治会の責任だみたいなことになってしまっているのかということも申し上げているわけですが、法律的にはどういうふうになったんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

一般廃棄物の処理については市町村の自治事務ということで、総括的な最終的な責任を市が負うということでございます。その一方で、土地の所有者であるとか市民であるとか国民であるとか、そういう方々は、そういう市町村のごみ処理に協力をしなければならないという協力義務があります。これは事業者に対してもあるということです。ですので、法律に基づいて定める廃棄物処理計画にごみの収集運搬処分の仕方を決めて、その計画に基づいて市民の皆さんに協力をしてもらう。ごみの減量化等、それから資源化であれば、分別とか、そういったことに、市民の皆さんに協力をしてもらうという最終的な総括的なそういう責任は違うわけですが、市民の方々にはそのやり方に協力をしてもらうということで、法律のたてつけ上はなっているというふうに理解しております。

○委員（宮内 博君）

原則のところを私は申し上げてるわけで、これは廃棄物の処理清掃に関する法律第6条の2に市町村の処理等というのが、ちゃんと明記をされてますよね。そこにはどういうふう書いてあるかという一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬して処分しなければならないと。義務規定。義務を課してるわけで市町村に対して。だから今の在り方は、やっぱ

りその義務をきちんと履行するという立場に立ちきつてないというふうに、私は指摘をしなければいけないと思うんです。ならば、やっぱり、自治会管理運営管理に限らず、ステーションをちゃんと設置しなさいよと。うちはこういうふうにやっていますよということは当然、法律上も担保できるじゃないですか。そこをどのぐらい議論をしているのかなと思いますけど。

○環境衛生課長（末松正純君）

もう委員のおっしゃるとおりなんで、私どもごみ処理を担当する課としては、そういうステーションを設置したい。それから10人そろえば、ステーションをつくるようにしたいという思いでも合併の当初からずっとそういう思いでやっております。ただ、市当局として考えれば一方では、自治会の加入率の低下が問題となっていて、そういう扱いをすることで、そこに拍車がかかるんじゃないかということ、私も担当時代に直接、ある公民館長からきつく言われたこともあります。まさに今、そういう転換期といいますか、そういうのがなかなかなかなか、成立しない。今までやっていたことがうまく回っていかないような状況になってきておりますので、方向性としては、そういう形でできないのかなということ、館長さん方に話をしながらお願いしながら、ただ、簡単には納得していただけないので、時間がかかっているというような状況を御理解いただければと思います。

○委員（宮内 博君）

きちんと、法律上、自治体の義務として、こういう規定が明確にされているわけですので、そういうことできちんと自治公民館の皆さん方にも、私たちはそういう責任があるんだということを明確に示した上で議論をすべきだということ、指摘しておきたいと思います。

○委員（松枝正浩君）

幾つかの疑問を出させていただきましたけれども、今、答弁をいろいろお聞きする中で思ったんですけれども、確かに未加入者のごみの問題で設置をすることで、自治会への加入率が下がるのではないかというような懸念もあるというところでお聞きしたところですが、それ以上に自治会の魅力創出ができるのであれば、その分の懸念というの、払拭ができるんじゃないかというふうに思ったところで、ごみ問題とどうしても今セットで考えているので、ごちゃごちゃしているところもあるような気がするんですけども、そういったところの魅力創出の部分が大きくなってくると、自治会の必要性というものもやっぱりしっかりと考えていかなければならないというように、思ったところです。先に、滋賀県の長浜市に行政視察に行ったところですが、長浜市においては、92%の加入率だと。これ日本人ですけれども外国人の加入率については、65%だという数値も得たところです。もともと地域柄、そういった結びつきが強い地域であるというふうにお話を伺ったところでもあります。そういった地域もありますのでそういったところの行政同士の情報共有もしていただきながら、霧島市とどこがまた違うのか、そういうところで、自治会の加入率の部分については、加入をしていただけるような、方向に持っていただけたらなというふうに思ったところでございます。

○委員（仮屋国治君）

先ほどの宮内委員の質疑に関連して、一つだけお尋ねしたいんですが、いろんな問題がふくそうしていますので大変だろうなと思いますけれども、10戸以上でごみステーションを設置するのは今やめているということですが、設置を許可するときには、その管理についてはどのような指導というか、義務というか、そのようなことをされていたのか、確認させてください。継続してらんだったら、その管理について言及してるのかどうか。

○環境衛生課主幹（白鳥竜也君）

ごみステーションの管理なんですけれども、現在自治会のほうで設置した場合は自治会長様のほうで管理をお願いしますということでお願いしております。アパート、共同住宅の場合は、管理者、オーナーであったり、不動産管理会社のほうに管理をきちんとするようお願いしております。以前運用していた、未加入者10世帯集まればという時代の管理につきましては、利用者の名簿を出し

ていただいて、誰が管理者となるというのを出していただいた上で、その方に責任を持ってもらおうと。その方がもし、何かで転出とかされるときには次の方を立てていただくというような運用をしていたと思います。

○委員（仮屋国治君）

アパートとかマンションは管理者が容易に見つかるからいいでしょうけども、その辺の人が10戸集まって設置した場合に、やっぱりこの辺のこれからどうなるか分かりませんが、もしこれを進めていく中であれば、管理組合をつくらせるとか、管理義務を徹底させるとか、楽に生きていこうという皆さんですから、そういうところにやはり縛りもつくっていくのも大事なのではないかなと感じたところですので一言申し上げておきます。

○委員長（宮田竜二君）

私の質問は、実際に私が市民の方が仕方から問合せがあった件で、以前にも末松課長のほうには問合せしたんですけども、改めて今回、質問させていただきました。最後に、口述もありましたように、合併前の方法が引き継がれているということは、当然その地域ごとにこういう人口密集ですとか当然状況があるんですけども、市民の方から言われは、当然、ちょうど境に住んでる方でして、隣ともう全然、すぐ近くなのに、そういう回収方法、頻度が違うということで、不公平感を抱いている方がいましたので、その状況については説明をしましたが、そこら辺、市民の不公平感ということで問合せは、そちらのほうには来てないでしょうか。執行部のほうに。

○環境衛生課長（末松正純君）

やはり国分から隼人に転出された方など、そういう人の入れ替わりというのがございますので、やっぱりそういう方々が身をもって体験をされるわけなので、今言われたような形で、例えば、隼人に転出をされた方からすると、月に1回しかない。それから立会いの当番が回ってくると。というような、苦情とかという相談とか問合せが、確かにございます。

○委員長（宮田竜二君）

この方向はもうずっともう継続するという方針という理解でもよろしいか。

○環境衛生課長（末松正純君）

やっぱりごみ捨てというのは、日常の生活と非常に関係が深く、もうそういった形が定着している部分もあります。将来に向かって先ほど来、話が出ていますごみステーションの扱いであるとか、そういうこともいろいろと考えていく時期にはなっておりますので、まちの形態とか、そういったものをいろいろ考えながら、例えば資源の回収を増やして、ごみの減量化とか再資源化を推進してという、資源物を出しやすい環境を創出することがごみの減量化につながるんだよとか、そういうような形で、そういう日程をまた組み直していくとかいうことは、将来の課題としてやはりずっと検討は続けていかないといけないのかと。個人的には、やっぱりそういう出しやすい環境というのをたくさんつくってあげて、燃やすごみとか、そういったもの自体が減っていけばなという考えは持っております。ただ、それを簡単にこのタイミングでどんと変えるというようなことがなかなか難しいものですから、今現在は、このやり方を取りあえずは継続しながら、将来に向けては、そういったようなやり方もやっぱり考えていかなきゃいけない。そうすると、分別の方法自体も、今の現在のやり方でいいのかというようなことも、考えられるところです。例えば赤袋の中には、最近瓶がかなり入っていたりとか、そういう分別がなかなか徹底されていないような状況もあって、施設のほうでは結構苦勞しております。そういったところが例えば八代市などに行きますと、赤袋という概念がなくて、コンテナで、ガラス類とか、陶器類とか、最初からそういう分けた収集の方法をやっている自治体もあります。そうすると、市民が出す段階で分けていただければ施設のほうでは非常に効率的に出来ますし、市民もそういうふうにして分けて出すということを考えますと、最初からごみを減らそうというような、心理も働いていくのかなと。ただ、それをしますとステーションの場所が非常に広くなったりするので現実的には難しかったりというようなことで、それぞれの町で定着したやり方があるって、理論、理屈では、こういうやり方がいいなと思うところもある

んだけれども、自分たちの自治体に置き換えた場合はなかなかそれが難しかったりというのもあったりします。だから、我々はそういうことを常に考えながら、自治会の加入率の低下とかも進んで、このままのやり方がなかなか難しいというような状況になってくれば、またいろんなやり方を、今後検討していかなければいけないというふうには考えております。

○委員（宮内 博君）

ごみの収集の在り方に関係してもう一つお尋ねしたいのは資料5の中で示してある粗大ごみの収集の関係ですけれど、未来館から離脱をして、牧園、横川については4月から、独自に改修するという事になったんですけれど、この収集の在り方、粗大ごみの場合は月2回というふうになってますけれど、これは未来館のほうで加入したときに、こういう在り方だったんですよね。だから、これをなぜ、統一して見直さなかったのかなというふうに思うんですけど。結局、牧園のステーションに持っていくということになると、当然有料化ですよね。お金を払わなきゃいけないということになってくるんですけど、その辺が統一されなかったのはどういうことなんですかね。

○環境衛生課長（末松正純君）

単純に言えば、それぞれ地域の定着したやり方があったので、そこまでは、まだ当局としても考えていなかったというところがあります。もっと言いますと、粗大ごみ自体を、月に1回とか2か月に1回回収してる自治体が県内にはもうほとんどなくて、例えば鹿屋市とか薩摩川内市であれば、もう粗大ごみの収集をやめています。一般の許可業者といますか、業者に連絡をして、お金を払って持ってもらう。鹿児島市でいうと、いわゆる有料化ということで、200円のシールを品目ごとに何枚張るかというのは決められてますけれども、要は、自分も粗大ごみは自分でお金を払って処理するというような時代にもなってます。先ほど言いましたけれども、将来的に霧島市のこの粗大ごみの処理の仕方がどうなのかって考えたときには、方向性としては、余り頻繁に回収するというやり方を続けるということ自体は、違っているのかなというふうに、環境の担当課長としては考えております。もっと言いますと、合併するときに、たしか横川、牧園は、年に2回の回収しかなかったと思うんです。始良市が今そういう回収の方法ですけれども、それを合併したことによって、月に1回にしましょうかという協議をしたことを記憶しております。その中で、今まで2回やってきたんだから、2か月に1回程度でいいよというような話になって、この形に落ちついたという経緯があります。ですので、無理に統一をすればっていう話がありましたけれども、無理に統一すれば毎月業者が回収に行かなきゃいけないという形になるわけでございまして、そういうのをもろもろ考えたときに、当時はこういう調整の仕方になって、それが今現在も定着をした形になっていると。だから、未来館の利用がどうこうというよりは、その時点でそういう協議の仕方ですって定着したということでございます。公平性ということになりますと、月に1回回収をするということになりますけれど、果たしてこれが将来的に見たときにどちらの方向に調整していくのがいいのかなというのは、担当課のほうでも考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

未来館、私、議員を何年かしたことがあるんですけど、あそこは直接搬入ごみが非常に多いということで、議会のたびに問題になったところなんですよ。そこで一つ原因になってるのが収集の回数が非常に少ないというようなことがありました。結果的にそういうことになっているというようなこともやっぱり、一つの事例として生かしていただけないのかなというふうに思います。今、課長の答弁を聞いてると、これから先、粗大ごみはもう有料化するかというような方向性持っていこうという感じを受けましたので、そここのところは、申し上げておきたいと思います。それで、もう一つはごみ袋の関係なんですけれど、直接持ち込む分についてはそのことは求めていない部分もありますし、また入らない部分も当然ありますが、いわゆるステーションを利用する場合のごみ袋、これは明確にこの義務を課してますよね。市として、持っていかないわけですので、そこの関係で、どんな議論をされてるのかというのをお尋ねしたいんですけど。

○環境衛生課長（末松正純君）

ごみ袋を持っていくか、行かないかというところで持っていかないから、義務というような話になるのかもしれませんが、私どもとしましては最終的に、ごみ袋が残されれば、当然市のほうで持っていきます。一般的なオーソドックスな例でいけば、例えば違反ごみがあって、収集業者がそれにシールを張って、こういった分別が間違ってますと。それを1週間程度置いて、本人が出てきて、それをまた分別し直して出し直す。そうでなければ、市のほうで回収する。自治会長なりそのごみ清掃管理してる人からも早く持っていてくれというような強い要望があれば、それはまた我々も回収をしています。ということですのでごみを残すということについて我々は、ごみの分別等を推進するために、分け方出し方を適切にやってもらうということを推進するために、やっているということでございまして、持っていかないからというような形での義務を課しているというような、形ではないのかなあというように考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

かなり苦しい答弁ですよね。いわゆる別団体がやっているから、その中身も公表できないというところとの関係もあって、申し上げてるわけですけど、資料提出要求書を出しましたけど、お答えできないということで返ってきましたので、であるならば、やっぱり、市のほうできちんと、もう当然市のほうは情報を得てるんですよ。環境保全協会の販売した枚数とかその辺をお答えできるわけですので、販売金額がお答えできるわけですから。同時にごみ袋に入れるということが義務化しているというのはもうこれは誰も否定しないと思うんですよ。ですから、であるならば、きちんと行政として、そこのところを明確にする必要があるのではないのかということ、以前も指摘をしたことがあります。それで例えば隣の始良市ですよ。また鹿屋市なんかでは、ごみ袋を手数料として、明記して、そして市の財政に入れてもらうという形でやっていますよね。当然先ほど御回答がありましたように、1億3,055万2,210円の収入があるわけですよ。当然その仕入れの原価がありますけれど、こういう収入があるわけですよ。私はそのごみを袋の値段を上げろということ言ってるわけじゃなくて、取っているのは実際もう手数料ではないですか。だから、であるならば、きちんと、それは自治法に明記してある通り、市として、事務的な処理をしてやると、あと様々な問題はそれを、これまでと同じような環境保全協会のほうにお願いするという部分も当然出てくるだろうというふうに思いますけれども、その辺はどの程度議論をされたんですかね。

○環境衛生課長（末松正純君）

こちら辺の問題についても御指摘のとおり部分があると、これも担当課長としては思っております。ですので保全協会の委員の皆さんとは、去年、前年度、いろいろとお話を役員の方等とさせていただいた経緯があります。委員がおっしゃるとおり、ごみ袋をごみ処理手数料という位置づけにして、手数料というからには条例で明記してというような形でやっている自治体はあります。我々も、もう、そういった方向に転換していくべきではないのかなということも一応検討はしております。今まさに先ほどの未加入者の扱いと同じく、環境保全協会のほうに、こういったことで協議を持ちかけているところでございます。ただ今現時点で言えばこの件については今までの一般質問等で、歴代の課長部長が答弁をしてきたものであると認識しておりますけれども、現時点では保全協会が完結をしているような状況になっているので、環境省が言うようなところの有料化には該当しないというような、実際、調査が来てもそのように回答するように、国県のほうから言われて回答しております。ただ、やはりごみ処理自体が、もう14億円以上のお金をかけて、毎年、やっております。その中で、敷根清掃センターで約1億円のごみ投入手数料があって、地金の売却益なんか、7,000万から8,000万円。これはもう相場に影響されますけれども、言いたいのは2億円に満たないわけです。そういう財源を取るといった形が。であればやはりごみ袋はごみ処理に充てるというような形にして、手数料化してやったほうが、すっきりするのかなというような考えも持っております。ただ、合併後環境保全協会という組織で公民館長さん方がやっぱり密接に関係して独自性を持って、地域の特性に応じた活動をずっとされてきたという経緯もありまして、その辺との最終調整と申しますか、委員が先ほど言われたように、そこら辺の活動を担保する形で、ごみの売

上げはごみの売上げとして、市が歳入として取るという形。そういった形が、出来ないのかなというところで、いろいろと協議はしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

私平成 26 年 6 月議会でこの質問をしているんですよ。当時の部長が、次のように答弁しています。同じように実際に義務を課してんじゃないかということで問題提起をしてるんですけど、それに対して「義務化というような判断がされるのであればこれは条例化の方向で検討しなければならぬのではないかなというふうに考えております」と、「始良市あるいは鹿屋市についてはごみ袋を一般会計で受け入れておられますので、そういったような手数料条例を設けていらっしゃるのではないかと感じております」と答弁してるんですよ。それで、実際に、無駄な税金を環境保全協会が払っているという部分もあるからこのことも申し上げているわけですけど、資料要求書を提出いたしましたけど、回答していただけてませんでした。以前に、その資料を入手しているんですけど、これ平成 29 年なんですけど、環境保全協会自身がそれだけの売上げをしているものですから、法人税を払ってるんですよ。一般会計に繰入れをするということになるとこれはなくなるんじゃないかというふうに思いますけど、どうなんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

私は、税のことは余り詳しくないんですけども、確かにその会計処理の仕方で利益がたくさん出る形になれば、法人税という金額が上がって、それが少なくなれば、少なくなるという形、いずれにしても法人税を払うというような形でやっていると思います。

○委員（宮内 博君）

当時の資料で 497 万 2,300 円払っています。もちろん消費税をこの中に入っていて、地方消費税、法人税等を含むということになってますけれども、結局こういう形で、払うのであれば、ごみ袋も安くできるというふうに思うんですよ。それでそういう観点から申し上げているわけですけど、現に義務を課している。自治法では義務を課す場合には、きちんと条例に盛り込みなさいと。そしてごみ袋の手数料ということである場合には、自治法の 228 条によって条例化しなさいと。こうなっているわけですよ。だから、本当は合併を機会にやらなければいけない作業だったのではないのかなというふうには思うんですけど、もう合併から、やがて 20 年を迎えようとするという状況下にある中で、その辺のやっぱり具体的な問題っていうのを、もう少し議論をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。義務を課してなければ私はこんな議論はしないわけですけど、もう事あるごとにごみ袋に市の指定しているごみ袋に入れてくださいというふうにお願いをして、そしてその実際の作業は保全協会のほうに、一任してるわけですよ。市民からすれば、かなりの支出にやっぱりなるわけです。そういうことも一つは考えてもらいたいと。もう一つは先ほどありましたけど、ごみ袋に入れなくて、例えば、始良市では、ネットを設置してますよね。そしてそこにペットボトルは全部入れてください。空き缶はそこに全部入れてくださいというような形でやっていますよね。だから隣の町がもうそういうふうになってるわけですので、その辺も参考に、さっき八代市のことをおっしゃいましたけれど、そんな遠くのところじゃなくて隣がそんなふうに取り組んでいるわけですから、もう少しその辺も参考にされたらいかがかなかなと。以上 2 点お願いします。

○環境衛生課長（末松正純君）

税金等、無駄な支出じゃないかというような、直でやればそういうのがなくなるからということであると思います。確かに、先ほども回答しましたが、環境保全協会の運営と、ごみ袋の在り方等は、これもセットで考えなければいけないので、方向性としては、手数料化して、それを条例に明記してというのが、すっきりするんじゃないかなと環境の担当課長としては考えるわけでございます。ただ実際はその保全協会がこれまで活動してきた経緯というのもあって、簡単にはなかなかうまくいかないところがありまして、そういったところを、粘り強く、いろいろ相談をしているところでございます。ただ、方向性が、すぐどうなるということをお場で言うこともできない

いものですから、そういう適切、適正な在り方、よりよい方向というのを考えて今いろいろと議論をさせていただいているところでありますので、その件については御理解をいただきたいと思えます。それから、ネット回収でございますけれども、いろんな自治体がいんなやり方を容器包装リサイクル法が施行されて、分別収集が始まった平成10年以降、取り組んでおられて、そのやり方がずっと残ってきていると。その当時のどういった手法を選択したかによって、現在も、やり方が変わっているようです。ただ、言えることは、都市化が進んでいって、混住化が進んでいってというような形になると、そういうコンテナであったりとか、トン袋であったりとか、そういうネット回収というのは、少しやりづらくなっていく傾向があるのかなあというふうに思っています。ただ、そういうネットで回収すれば当然、資源袋は使わなくて済むわけですのでそういった意味では市民にとっては、コスト削減にもなりますし、一方ではまた、かさばるものをそこに持っていく手間というか、そういったものがあって、それに対する苦情もあるというふうには聞いております。ですので、今後も、こういった収集の方法、やり方というのは、都市、町の状況がどういうふうに情勢が変化していくかとかを加味しながら、考えていく必要があるというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

ただその条例化の関係についてはもう10年前に部長がそういう答弁してるわけですよ。平成26年6月議会。それから10年たっていて、まだ、変化がないというようなことでもありますので、そのところはやっぱりしっかりとらえていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。あとネットでの回収の関係ですけど、いわゆる取捨選択ができるというような形だろうなというふうに思うんですよ。確かに、ネットでありますと、1.5m、1m以上のネット、この中に放り込むわけですからそれだけのスペースがあるところでないという設置はできない。ただ、それだけもう既に集まってるわけですので、収集する側は例えばペットボトルなんか大量にごみ袋を使うというのではなくてネット一つで、もう何袋分かのごみを集めることができるということなど、利便性も当然あるわけですので、その辺をもう少し検討していただいて、市民の皆さんの負担の軽減につながる方向で議論をしていただくようにこれはお願いしておきたいと思えます。

○委員（前島広紀君）

ごみ出しの課題の一つとしまして、高齢者や障がい者のごみ出しのことがあったと思えますけれども、そのことに関しましては3月議会で、事業が採択されたというふうに認識しているところなんですけれども、また今の、もう一つ、これから発生するだろうと思われる課題の一つとして、外国人が増えることが予測されると思えます。先ほど松枝委員の話の中では、長浜市では、外国人の自治会加入を促しているという話がありました。長浜市は大体3,000人ぐらいの外国人が居住しているということでして、その65%が自治会に加入しているという話でありました。長浜市の場合、人口も霧島市とほぼ同じ11万5,000人のほぼ同じ規模の市でありますけれども、霧島市におきましても、今現在、約1,000人の外国市民がいらっしゃると思えますが、そこで、外国人等多文化共生の考え方の中、一つとして、外国人のトラブルを防ぐためには、やはり外国人も自治会に加入していただいて。その中で考えられるトラブルの一つとしましては、ごみ出しの問題が出てくるだろうと。実際あるわけなんですけれども、その対策として、企業でも雇用した企業でも説明はするわけなんですけれども、なかなかその言葉が通じにくい部分があったりしています。そういうことで例えばごみ出しのパンフレットがあるわけなんですけれども、その辺りを、国別にしても限られていると思うんですよ。中国、台湾、ベトナム、インドネシア、ある程度の国の数だろうと思えますので、それをペーパーでつくるのもまた大変かも分かりませんので今の時代は、パソコンで見れるようなそういう外国人向けのルールの説明書、そういうのをつくっていただきたいと思うんですが、その辺りの考えはどうでしょうか。

○市民環境部長（有満孝二君）

委員が言われますとおり今外国人の数が、令和5年4月1日現在で、ちょうど1,003人という数字をこの間いただいたところでございます。その中で、外国人のごみ出しの問題ということでござ

いますけれども、令和3年度から、やさしい日本語教室というものを市の国際交流協会のほうで実施しております。その中で、各企業を昨年度、令和4年度は回っているところでございますけれども、その中で、ごみ出しの状況について、市が持っている出前講座、その中で説明をしたというような経緯がございます。また、令和3年度に日本語ガイドブックを作成しているんですけども、その中でも、ごみ出しの状況については、一部掲載している状況がございます。ガイドブックにつきましては、英語、韓国語、中国語、ベトナム語など6か国の言語で作成しているところでございます。

○委員（前島広紀君）

そういうものがあるのであれば、外国人が住民登録するときに配布するとか、そういう連携といえますか。その辺りが欠けているのではないかなというふうに思いますけれどもどうでしょう。

○市民環境部長（有満孝二君）

このガイドブックにつきましては、市民課に依頼をしております。外国人の転入等があった段階で、お配りさせていただいてると思っております。ただ、外国人の方が直接、手続に来られずに、企業の方々が見えられたりする場合等がございますので、その場合に、そこで、配布が出来ているかどうかは確認ができてないところなんですけれども、一応配布するような状況でお願いはしているところでございます。なお、令和4年度になりますけれども、外国人の方の転入自体が、1年間で、372世帯ございました。そのうち自治会に加入いただいているのは1世帯という状況がございます。

○委員（前島広紀君）

そういう状況は理解できましたけれども、これから、まだ、外国人が増えていくことが予測されるとおられますので、その辺りの対応策、十分検討していただきたいと思っております。

○市民活動推進課主幹兼共生協働推進グループ長（原田美朗君）

宮内委員から質疑がございました30%未満の自治会について、お答えいたします。国分西地区が26.61%。野口地区につきましては確かに30%近い数字でございまして31.67%でございました。4月1日現在の数字です。

○委員（宮内 博君）

そこでのごみ処理、それはどういう形でやってるかっていうのは、調査してるんですか。

○市民環境部長（有満孝二君）

野口地区につきましては先ほど申し上げたとおり、戸建てのほうの加入率というのはかなり高い状況がございまして、自治会が設置管理しておりますごみステーションのほうで、収集しておりますけれども、野口地区はアパート等が多いということで、アパート等については、アパート単位で設置されているごみステーションのほうで収集をしているというような状況があると思っております。また国分西地区の状況については、御存じのとおりマンションがかなり多い状況なのかなと思っております。マンションにつきましてはマンションごとに、ごみステーションを設置している状況がございまして、そういう形で収集がなされているものと思っております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時15分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（宮田竜二君）

次に、自由討議に入ります。委員の皆様から、ごみ収集の現状と課題について御意見があれば、

御発言ください。

○委員（宮内 博君）

大分議論をさせていただきましたけれど、主には自治会への加入率が、右肩下がりが続けているという中で、霧島市が自治会に依拠して、ごみ処理、ごみステーションへの搬入をお願いしていると。いわゆる自治会未加入の方に対して、自治会とのトラブルの一つの要因になってるとい、これが、さらには、今後広がっていく可能性もあるのではないかというふうに思うんです。冒頭申し上げたように鹿児島市のように、加入、未加入に限らず、ステーションをやっぱり設置して市のほうで責任を持つ形を早急につくってもらいたいと。まず、それが完成できるまで、伊佐市や薩摩川内市、出水市などがしているように、未加入者でも利用できるようなステーションを、市の責任で、いわゆる市有地の中に設置をすると。資料にありますようにほとんどが市庁舎の中へですよね。出水市が多目的グラウンド、指宿市本庁、垂水本庁舎、伊佐市庁舎というような形で、庁舎内にそういうステーション設置をしているという状況もありますので、まずはそういうところから始めていただいて、最終的には鹿児島市のような方向性を持っていただきたいというのが一つです。もう一つはごみ袋を義務化しているというにもかかわらず、これが法律的に手順を踏まえてないというふうに私は指摘しているんですけど、お隣で始良市や、鹿屋市がやっているように、きちんと条例化をして、同時に、ごみ袋の販売収益は市の財源とするというような形でやらなければいけないのではないかということのを改めて、申し上げておきたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

基本的なことなんですけど、この環境保全協会の中身を私、存じ上げないんですけど、誰か分かれば教えていただけないだろうかと思ひまして、どういう組織なのかっていうのを。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 1 9 分」

「再 開 午前 1 1 時 2 1 分」

再開します。

○委員（有村隆志君）

私は今回こういう形でいろんな執行部とやりとりができてよかったのかなあと。いろんなところが明確になってきたと。今、執行部とのやりとりの中で私自身個人的に思ったのは、市としても、ごみの収集というのが市の責任であるということ踏まえた上で、将来に向かって、自公連ですかね、そこに対しても今後の方向性をある程度は言ってるのかなあという気がする、その話合いがやってる最中なので、ここは見守りたいなど。ただ、いろんな問題があるということは、この委員会こういう課題が出たというのは、報告してもいいのかなあという気がします。ただ、早急に委員会として結論を出すよりはこの自公連の話を見守っていく必要があるのかなと。提案型で将来渡ってこういうのもあるよというの、さっきおっしゃったような外国人に対してのこととか、そういうところもあるのかなと思います。そこはうまくまとめていけばいいのかなあという気がしました。

○副委員長（今吉直樹君）

今回のごみ処理の問題と自治会加入の問題が一緒になってるので、執行部としても、すごく難しい選択を常に迫られているなっていう感想なんですけど、やはり、分けるためにも、自治会加入のメリットとデメリットの部分で、恐らくデメリットのほうが非常に多くて、唯一のというたら問題ありますけど、分かりやすいメリットとしてごみが出せるっていう、そこが、大き過ぎて、やはり一つのカードとして使われてしまっているっていうのが、課題だなと思います。なので自治会加入促進の政策をもっと充実させて、自治会に加入することで生活のプラスになるものとか、分かりませんが、税の問題とか、権利の問題とか、いろいろな戦略的な政策をセットして自治会加入を促

進する必要もあるのかなと思いました。ごみの問題は、やはり負担をしている人たちが納得するような、それも金銭的な問題とか、メリット、先ほどの環境保全協会の利益を、またどう還元していくとか、苦勞されている方が、納得するような仕組みづくりを、分けて考えたほうがいいのかなというのを感じました。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、所管事務所調査に係る委員長報告について協議します。本日の所管事務所調査について、これで調査を終了し、委員長報告を行うことに異議ありませんか。先ほど有村委員が、自公連の協議を見守ったほうがいいという御意見もありましたけども。

○委員（宮内 博君）

調査を終了するという意味合いがよく分かりませんが、今回今日の調査はこれで終わることだろうと思うんです。当然その課題も明確になっている部分もあります。それでまだ未着手の部分もあったりして、先ほど、10年前にこの問題取上げてるんだよってというふうに申し上げましたけれど、そのときの答弁から、進んでないんですね。ですからやはり、この問題は、当委員会として、機会をとらえて、やはり、所管事務所調査をすべきだというふうに思います。今日のことはこのままで、終了で構わないというふうに思いますけど。

○委員長（宮田竜二君）

この今回のテーマ、所管事務所調査を今後も継続するという事なんですけども、委員長報告としては、今回するべきなのか、また、継続してからやったほうがいいのか。どうでしょうか。所管事務所調査、今回のテーマはまだ継続しますが、今回、委員長報告としては中間報告という形で報告させていただきます。委員長報告に当たり、委員の皆様から何か付け加える点はありませんか。

○委員（有村隆志君）

先ほども少し申し上げましたけども今、自公連との協議中で、いろんな意味で、市としても、一般ごみを回収するという義務があるという立場で一生懸命考えられてるんで、少し見守っていききたいなというふうに考えております。

○委員長（宮田竜二君）

それでは、委員長報告の取扱いについては、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにします。そのほか、委員の皆様から、その他で何かありませんか。

○副委員長（今吉直樹君）

今回のごみの問題とも関連するんですけど、霧島市には環境基本条例という、最上位の環境の条例があるんですけども、ここ数年、いろいろな新たな公害に近い環境の問題が増えているというのが、いろいろなところであると思います。当委員会でも、昨年は、コインランドリーの化学物質の問題とか、あと最近、始良家畜保健衛生上の近隣住民の方々の臭気、においの問題とか、水に対する不安とか、そういったものがあります。この環境基本条例は平成18年だったと思うんですけど、当時、前田市長の肝煎りで、就任して、合併してすぐ取りかかった条例であると認識しています。そこから十数年たちまして、もっと踏み込んだ条例にしなければならないのではないかと課題感を持っています。他市の事例でいきますと、罰則規定を設けたり、規制を数値でしっかり明記したりという条例もあるようです。霧島市の環境基本条例についても、そのような文言を入れることで、ごみの不法投棄であったり、悪臭、その他のいろいろな、環境課題に対して、抑制効果があり、また具体的に、罰則が適用できるというのは先日の動物愛護の問題でも、生活環境に関するものになるので、適用されるかなと思っております。その辺をまた、皆様方の意見をお聞きしたり、あと、現地視察とか、そういったもの。加えながら、委員会として進めていけたらなと思

っているところです。よろしくお願ひします。

○委員長（宮田竜二君）

今吉副委員長から、霧島市環境基本条例の見直しの御提案がありましたけども、御意見はないですか。

○副委員長（今吉直樹君）

宮田村の条例になります。宮田村は以前核廃棄物の処理施設ができる状況をこの条例で阻止したというところが、きっかけになります。3枚目の第29条で規制基準とうたってまして、ここで、規制基準を定めるということここをここに明記しているの、ここには書いてないですけど、別書きで、規制があるということになります。同じページの43条、1番下の罰則、この部分では、36条第1項の規定に、命令違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するということが明記されて、次のページ以降も、それに関連する条文が記載されています。宮田村、長野県です。家畜保健衛生所の件が考えるきっかけでありましたけれども、そこにフォーカスするのではなくて、これからの霧島市の環境に対する基本的なものとして、一部改正を検討していただけたらどうかというところ考えているとです。

○委員長（宮田竜二君）

次回の閉会中の所管事務調査ということで提案した。提案がありましたので、この件はまた、今度次回の委員会で、協議させていただきたいなと思っています。ほか、その他でありますか。

○委員（松枝正浩君）

行政のほうで、移動式のポンプの購入が終わりまして、先日、新聞にも記載がされておりましたけど、操作の方法、天降川のしらさぎ橋の近くでされたということで載っておりました。委員会でも、防災の面を預かる委員会でもありますので、所管事務調査なり、調査、説明、現物を見てみるといったところも、また、この委員会の中で、6月梅雨、これから台風もまたありますので、そういった視点で確認をしていくということも必要じゃないかというふうに思っておりますので、この件に関しても一緒に取扱いをお願いしたいと思います。

○委員（宮内 博君）

今松枝委員がおっしゃったのはこれMBCであしたの行事予定という中で放送されたんですよ。それで、たまたま私そのニュースを見て、あしたそんなのがあるんだということで、それで翌日、隼人地域振興課のほうに連絡をとって、どこでやるんだというのを聞いて、現地に行くことができたんですけど、事前にそういうのはやっぱり、我々に知らしてほしいですよ。メディアのほうに先に知らせて我々が知らないというようなことも今回ありましたので、私が言ってみたみんなびっくりして何で宮内議員が来ているんだと。いや、ちゃんとMBCのニュースで、行事計画の中で放送してたよというふうに、言ったんですけど、1番びっくりしてたのは、事務局長ですよ。それはもう本当にそうだと思うんですよ。操作を見て、本体は80kgぐらいしかないんですよ、ポンプ自体は。だから、2人がかりぐらいでも水中のほうに運べるようなものを、それを動かすのは1tぐらいのトラックに積まなきゃいけないのがあるんですけど、だからこれまで見たことがない、形式のポンプでしたので、今おっしゃるように、やはり、認識を共有したほうが良いと思います。同時に、これは先日、隼人地域振興課のほうに行きまして、お伺いしたんですけど、水かさが上がったときに、警報装置を取り付けるという計画があって、今の天降川周辺に7か所、排水ポンプ場があるんですけど、その7か所の近くと、それからこれまで、浸水被害を受けたところ4か所。11か所に本モニターをそういうのをつけるというわけですよ。それで、住民説明会をたしかやったんじゃないかと思うんです。この日曜日ぐらい。だからそれも知らないですよ。我々は。だから、それも同時に研修したほうが良いと。そしてちゃんと説明を、求めたほうが良いと思います。同時に、やっぱり我々は市民の代表ですので、代表して活動している我々に情報が流れないというのはやっぱり改善してもらわなきゃいけないと思いますので、そここのところは、やっぱり執行部のほうにも強く求めてほしいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[[なし] という声あり]

それでは、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二